

【就労移行支援の標準的な支援内容(案)】

	通所前期 (基礎訓練期)	通所中期 (実践的訓練期)	通所後期 (マッチング期)	訪問期 (フォロー期)
期 間	6ヶ月間	6ヶ月間	12ヶ月	-
基礎的体力、理解力、作業能率等の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎体力をつける</li> <li>○ 製造、事務等における一般知識の習得</li> <li>○ 整理整頓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長所、特技をのばす</li> </ul>		・就職後の継続支援(就職後支援)
持続力、集中力等の労働習慣と意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集中力や持続力、協調性を身につける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 終業習慣の確立、作業時等の不測な事態への対応力向上</li> </ul>		
職場における協調性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対人関係を築く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職場での技能、マナー、挨拶、言葉遣い、身なり等の習得</li> </ul>		
職場規律、社会規律の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仕事の責任の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遅刻、欠勤に対する指導</li> <li>○ 品質、納期の理解</li> </ul>		
職場への定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適性や課題の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報告、連絡、相談対応力の向上</li> <li>○ 職場見学、職場体験実習</li> <li>○ 施設外(企業内)授産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ トライアル雇用</li> <li>○ 適性に合った職場探し(求職活動)</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康管理</li> <li>○ 金銭の使用、管理等</li> <li>○ 面接技法の習得</li> </ul>			

※ 地域の社会資源の状況から通所することが困難であるなど、一定の条件に該当する場合、施設入所も可能。

5

(資格取得型～あん摩マッサージ指圧師・鍼師灸師資格取得の例～)

		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年
通常課程 高卒以上者	基礎分野	○科学的思考の基盤 人間と生活	○科学的思考の基盤 人間と生活	○科学的思考の基盤 人間と生活	/	/
	専門基礎分野	○人体の構造と機能	○人体の構造と機能 ○疾病の成り立ち、その 予防及び回復の促進	○疾病の成り立ち、その 予防及び回復の促進 ○保健医療福祉とあはきの 理念		
	専門分野	○基礎あはき学 ○実習	○臨床あはき学 ○実習 ○総合領域	○基礎あはき学 ○臨床あはき学 ○社会あはき学 ○実習 ○総合領域		
特別課程 中卒者	基礎分野	○科学的思考の基盤 人間と生活	○科学的思考の基盤 人間と生活	○科学的思考の基盤 人間と生活	○科学的思考の基盤 人間と生活	○科学的思考の基盤 人間と生活
	専門基礎分野	○人体の構造と機能	○人体の構造と機能 ○疾病の成り立ち、その 予防及び回復の促進	○疾病の成り立ち、その 予防及び回復の促進 ○保健医療福祉とあはきの 理念		
	専門分野	○基礎あはき学 ○実習	○臨床あはき学 ○実習	○基礎あはき学 ○臨床あはき学 ○社会あはき学 ○実習	○臨床あはき学 ○実習 ○総合領域	○基礎あはき学 ○臨床あはき学 ○実習 ○総合領域

※ 地域の社会資源の状況から通所することが困難であるなど、一定の条件に該当する場合、施設入所も可能。

6

## 就労継続支援A型事業

### 【利用者像】

○ 就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者(利用開始時65歳未満の者)

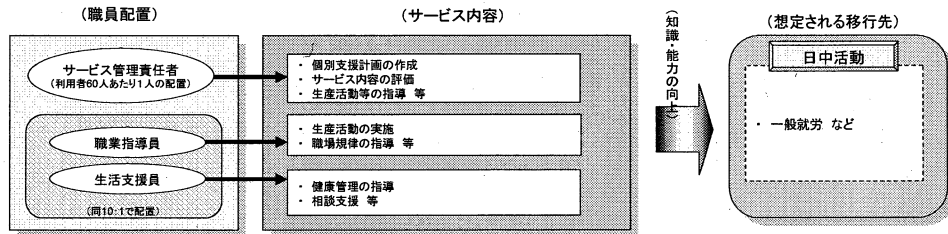
- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につかなかった者
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者

(具体的な利用者のイメージ)

- ・ 養護学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している
- ・ 一般就労していたが、体力や能力などの理由で離職した。再度、就労の機会を通して、能力等を高めたい
- ・ 施設を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している

### 【サービス内容等】

- 通所により、原則雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について支援
- 利用定員の半数かつ9人未満の範囲で雇用契約によらない者の利用が可能
- 雇用契約に基づく者の就労は、労働基準法、最低賃金法等労働関係法規に基づく就労を提供
- 一定の割合で障害者以外の者の雇用が可能(報酬の対象外)...20人以下利用定員の5割、30人以上同4割、31人以上同3割
- 利用定員10人から事業の実施が可能
- 障害者雇用納付金制度に基づく報酬金等の受給が可能



7 【報酬単価】 460単位(利用定員40人以下)※1単位10円

### 【就労継続支援(A型)の標準的な支援内容(案)】

達成目標	主な支援内容
基礎的体力、理解力、作業能力等の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎体力をつける</li> <li>○ 製造・事務等における一般知識</li> <li>○ 長所・特技を伸ばす</li> </ul>
持続力、集中力等の労働習慣と意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集中力や持続力、協調性を身につける</li> <li>○ 就業習慣確立、作業時等の不測の事態に対する対応</li> </ul>
職場における協調性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職場での技能、マナーの習得・対人関係を築く</li> </ul>
職場規律、社会規律の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決めたこと、決められたことを守る</li> <li>○ 仕事の責任の理解</li> <li>○ 遅刻・欠勤に対する指導</li> <li>○ 品質、納期の理解</li> </ul>
職場への定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正や課題の把握</li> <li>○ 就労に向けての心構え、意欲の向上・問題点の克服</li> <li>○ 労働安全衛生対応力(報告、連絡、相談)の向上</li> </ul>
雇用関係への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労能力等が高まった者について雇用関係への移行に向けて支援</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康管理面の管理、身辺管理等・就業習慣確立、作業時等の不測の事態に対する対応</li> <li>○ 各種福祉サービスの把握</li> <li>○ 金銭の使用、管理等</li> </ul>

8

## 就労継続支援(雇用型)と特例子会社の関係について

就労継続支援(雇用型)と特例子会社の実施主体の関係については、下記のとおり

### 【雇用型の要件】

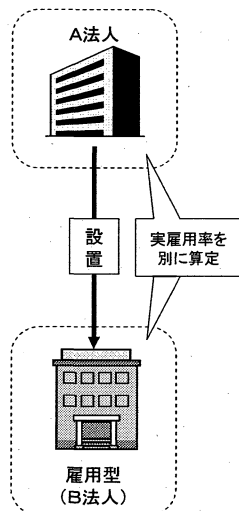
就労継続支援事業(雇用型)の指定(最低)基準について、以下を要件とする。

- ・ 障害者雇用促進法に基づく特例子会社ではないこと。
- ・ 既存の法人が雇用型事業所を新たに設置する場合は、当該法人とは別法人による事業所とすること。  
ただし、当該法人が、専ら社会福祉事業を実施している場合を除く。
- ・ 雇用型事業所設置後に、同一法人に雇用型以外の事業所が、又は同一企業グループ内に特例子会社が、それぞれ設置され、当該法人又は企業グループ内での雇用率の算定が行われることになった場合は、雇用型事業所における訓練等給付費の支給を停止する。

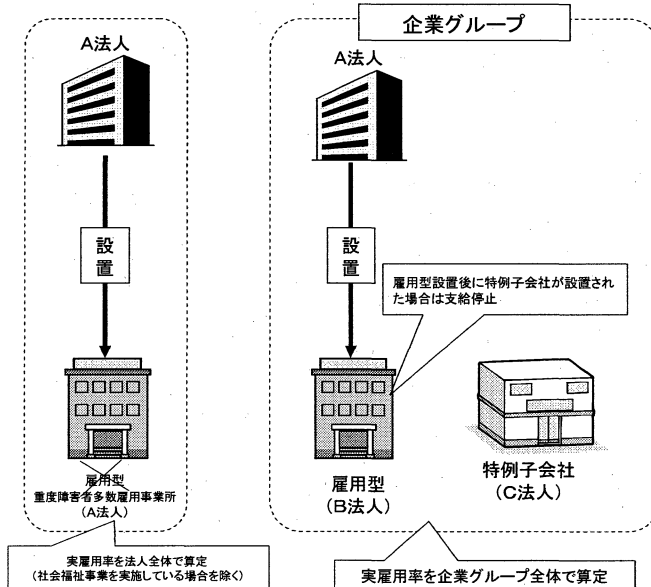
9

### 雇用型の要件について

#### 【別法人の場合】



#### 【同一の法人又は企業グループの場合】



10